

令和7年第4回長与町議会定例会会議録(第5号)

招集年月日 令和7年 12月 2日
本日の会議 令和7年 12月12日
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 下町純子議員	2番 堀真議員	3番 藤田明美議員
4番 岡田義晴議員	5番 八木亮三議員	6番 松林敏議員
7番 西田健議員	8番 浦川圭一議員	9番 中村美穂議員
10番 安部都議員	11番 金子恵議員	12番 山口憲一郎議員
13番 堤理志議員	14番 竹中悟議員	15番 西岡克之議員
16番 安藤克彦議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議会事務局 長 荒木秀一君	議事課 長 山口聡一郎君
課長 補佐 江口美和子君	査 村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副町長 荒木重臣君
教 育 長 金崎良一君	総務部長 青田浩二君
建設産業部長 山崎禎三君	住民福祉部長 官司裕子君
健康保険部長 山本昭彦君	水道局長 渡部守史君
会計管理者 田中一之君	教育次長 荒木隆君
企画財政部理事 中村元則君	住民福祉部理事 細田愛二君
教育委員会理事 鳥山勝美君	契約管財課長 永野英明君
財政課長 北野靖之君	

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

閉会 10時19分

○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。委員会審査大変お疲れさまでした。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、議案第72号長与町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例から、日程第6、議案第77号長与町火入れに関する条例の一部を改正する条例までの6件を一括議題とします。ただ今一括議題とした議案について、委員長の報告を求めます。

金子総務厚生常任委員長。

○11番（金子恵議員）

皆さんおはようございます。これより総務厚生常任委員会の報告を行います。まず、審査日は令和7年12月8日、委員全員出席の下、説明員として関係所管管理職ならびに職員を招き、審査を行いました。

まず、議案第72号長与町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について報告をいたします。提案理由として、0歳6カ月から満3歳未満の未就園児を対象に、一定の利用可能枠の中で保護者の就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる乳児等通園支援が創設されたことに伴い、国の基準を踏まえ、条例を制定するもの。第1条から第5条では、条例の趣旨、用語の意義、最低基準、人格尊重等の一般原則を規定。第6条から第8条では、非常災害時の対応、安全計画の策定、自動車運行時の所在確認について定めている。第9条から第11条では、職員の知識や技能の向上、他施設との併設時の設備、職員の基準を規定。第12条、第13条では、利用乳幼児を平等に取り扱う原則と、虐待防止を規定。第14条から第19条では、衛生管理、食事提供設備、帳簿、内部規程、秘密保持、苦情対応を規定。第20条では、事業区分を一般型と余裕活用型とし、第21条から第24条では、一般型の設備、職員基準、支援内容、保護者との連絡を規定し、第25条、第26条では、余裕活用型の基準と準用を規定。第27条では、電磁的記録について定めている。附則では、施行日を公布の日としている。次に、議案第73号長与町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について報告をいたします。提案理由として、乳児等通園支援事業の創設に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営基準について、国の基準を踏まえ条例を制定するもの。第1条では条例の趣旨、第2条では事業者に関する一般原則、第3条では利用定員に関する基準を規定している。第4条から第33条は、特定乳児等通園支援事業の具体的な運営基準について定めている。また附則では、施行日を令和8年4月1日としている。以上の説明がありました。72号、73号は関連がありますので、質疑は一括で行いました。主な質疑として、両議案ともに運営に関する基準があり表現が重なっている。これらの区分け、違いは何かに対し、議案第72号は認可に関し事業開始前にこの基準に沿った設備や運営体制が整っているかを審査するための基準を定めるもの。認可申請時に適用される基準となる一方、議案第73号は確認に関するもので、認可を受けた後に

実施される事業について給付費を支払うために町が確認するための基準を定めるもの。認可後の運営に対して適用される基準となるとの答弁でした。次に、第5条3項に事業者は自ら質の評価を行うとあるが客観性が担保されるのか。町の関与や評価手段、改善体制はどうなるのかに対し、本条例は事業者が備えるべき最低基準を定めるものであり、質の評価は事業者が自ら行う。その上で行政は監査指導等を通じて最低基準を下回らないよう関与する。あくまで事業者が継続的に最低基準を満たし、改善を図ることを求めているとの答弁でした。次に国の誰でも通園制度に基づく事業は、全自治体が必ず実施しなければならないのか。本町は既に一時預かりやファミサポ等の支援を実施しているが、代替では不可なのかに対し、令和7年度は自治体判断で実施の可否を決められるが、8年度以降は法律に基づく給付制度となり、全国で実施が必須となる。以上、議案第72号、議案第73号ともに、慎重に審査した結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第75号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご報告を申し上げます。提案理由として、家庭的保育事業等に関する国の基準改正に準拠し、所要の改正を行うもの。第12条では、児童福祉法改正に伴い、引用条文を整理し、保育所等の職員等による児童虐待に関する通報義務等の創設に対応するもの。第17条では、家庭的保育事業所等を利用する際の健康診断基準の見直しにより、母子保健法に基づく乳幼児健診を受けている場合、保育利用時の健康診断の一部または全部を省略できるようにするもの。附則では施行日を公布の日としているとの説明でした。主な質疑としては特記すべきものはありませんでした。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第76号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について報告を申し上げます。主な内容として、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、特定子ども・子育て支援施設等および放課後児童健全育成事業に関する国の基準改正に準拠し、所要の改正を行うもの。第1条は、長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について、第2条は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について、児童福祉法第33条の10、第2項および第3項の新設に伴い、それぞれ引用条文を改めるもの。附則では施行日を公布の日としている。以上の説明がありました。こちらに関しても主な質疑として特記すべきものはありませんでした。慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。まず、議案第72号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第73号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第75号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第76号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続けて報告を求めます。

中村産業文教常任委員長。

○9番（中村美穂議員）

皆さんおはようございます。令和7年第4回定例会本会議におきまして、産業文教常任委員会に付託された議案について報告いたします。審査日は令和7年12月8日、委員全員出席の下、説明員として関係所管管理職ならびに職員を招き、審査いたしました。議案第74号長与町立高田学園の設置に伴う関係条例の整理に関する条例の提案理由、主な内容は、本町で初となる義務教育学校を高田地区に設立することに伴い、義務教育学校設置の根拠となる規定を新たに追加するとともに、関係する5つの条例を一体的に整備するもの。その中で、長与町立学校設置条例の一部改正においては、新条として、第4条義務教育学校の名称及び位置を新設し、新設校の名称、高田学園、所在地、そして校舎名として百合野校舎およびさくら野校舎を記載、施行日は令和8年4月1日とし、一部字句の修正については、公布の日からとする。以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、学校名が変わることで表札などの予算は補正予算で上程しているのに対して、4月1日に絶対必要なものを補正予算で上程している。表札などについては、運営の過程の中で今後必要なものを要求していきたいという答弁がありました。以上のような質疑が行われ、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第77号長与町火入れに関する条例の一部を改正する条例の提案理由、主な内容は、長崎市火災予防条例において、林野火災注意報および林野火災警報に関する規定が新設されることに伴い、所要の改正を行うもの、施行日を令和8年1月1日とする。以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、林野火災注意報を条例に加えた根拠は何かに対して、令和7年2月26日に大船渡市の林野火災があり、大規模な被害があったため、総務省消防庁が大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策の在り方に関する検討会を開催し、林野火災注意報、警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要とされ、各自治体における火災予防条例に規定が設けられることになったためという答弁でした。以上のような質疑が行われ、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。以上報告いたします。

○議長（安藤克彦議員）

これから、委員長の報告に対する質疑を行います。まず、議案第74号について質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第77号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第72号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

13番、堤議員。

○13番（堤理志議員）

私は、議案第72号に反対の立場から討論を行います。この議案はこども誰でも通園制度を本町で実施するに当たって必要となる条例であります。制度の理念であります親の就労にかかわらず、全ての子どもを応援するという趣旨は理解ができます。しかし、こども基本法の理念である子どもの最善の利益に照らしますと、現在の制度には看過できない問題があり反対いたします。理由は大きく2点であります。第1に、アレルギー対応など命の危険に関わる問題であります。利用に当たって面談が必須となっておりますけれども、スマホでの会話も面談したと見なされる仕組みになっています。これではこの特性やアレルギー情報を十分に把握できません。国立成育医療研究センターなどの研究でも、0歳児での食物アレルギー反応の状態とその後の食事の変化によるアレルギー反応では変化が見られることが分かっております。発育による変化やこの特性の変化の情報が不足したまま、あるいは更新されない恐れがあり、重大な事故につながりかねません。第2に保育の質と安全への懸念であります。保育所での死亡事故は0歳から2歳児の時期が最も多く発生すると言われております。にもかかわらず、この制度は一番基礎的な研修約20時間と2日程度の実地研修であります。これで従事が可能となっております。そうなりますと、いわゆる隙間バイトのような従事も可能となり、乳児の命と健康を守る責任が果たせるのか疑問であります。本制度は0歳6カ月から通園可能となっております。この年齢は一般的には寝返りがようやくできるようになる頃であります。生後半の乳児であれば、こうした基礎的研修を受けた人ではなく、十分な保育経験に裏打ちされた有資格者が担うべきではないでしょうか。保育士不足を補う苦肉の策と推測をいたしますが、そもそも保育士不足の要因は責任を全うするための専門知識を習得した資格を取得しているにもかかわらず、他の産業平均と比較し低賃金であることや、非正規での雇用が増えているなどの問題があります。現状での基準は、保護者が願う保育の質と安全に対する思いと相反するのではないかと考えます。本町は、子育てニーズと安全性を考慮したさまざまな子育て支援制度を既に構築しています。今ある制度、そして仕組みを充実させたり、保育士の処遇待遇を改善し人手を確保する、こうしたことが先決ではないでしょうか。以上述べたように、理念そのものは理解できますが、子どもの安全を脅かす恐れが払拭できない中で、この議案に賛成することができないため反対をいたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありませんか。

5番、八木議員。

○5番（八木亮三議員）

私は、議案第72号長与町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして、賛成の立場から討論いたします。本議案で提案される条例は、令和5年に新たに発足したこども家庭庁による少子化対策の一つの目玉として、令和6年度から100を超える自治体で既に試行的に行われており、令和8年度から全国の自治体での本格実施となるこども誰でも通園制度の本町での実施に当たり、設備および運営に関する基準を定めるものであります。こども誰でも通園制度は保育園または認定こども園の保育利用の要件である保育の必要性の有無にかかわらず、文字どおり誰でも月一定の時間の枠内で1時間につき300円程度の負担で実施事業所に子どもを預けられる制度で、働き方や家庭家族の在り方が多様化する中で、現行の保育の必要性の基準には当てはまらなくとも、さまざまな理由で断続的、単発的、短時間的に子どもの預かり先が必要となる保護者への救済になるものと考えます。保育の必要性の認定理由の中には、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度において、国の基準では求職活動も入っているものの、本町では4月入園希望の場合は2次受付からしか申し込みができないなど、既に就労している保護者よりも優先度が低くなる実態があるため、令和3年6月定例会の一般質問で、保育が利用できるなら就労したいという思いがあっても、そもそも保育が利用できなければ求職活動ができず就労できないという人を、現に就労している保護者と同等に扱うべきという趣旨の質問を行いました。この質問は、3歳と1歳の子どもがいらっしゃる2人親家庭のお母さんの方からで、ご主人は働いているが自分も働きたいので子ども2人を預けたいという相談をこども政策課の窓口で行ったところ、無理ですと、代替案などの提示もなく断られたという事実に基づいて行ったものでしたが、答弁は児童福祉法にのっとって優先度を決めているというものだけでした。こういったケースの場合、例えば認可外の保育園を利用するなどが代替案として考えられますが、保護者としてはやはり無認可の事業所よりも、認可認定のある事業所の方がより安心安全と考えるのが当然であり、来年度からのこども誰でも通園制度が開始されれば、認可外の施設ではなく、町立の高田保育所を含め本議案が提案する条例に定められた安全性など各種基準を満たした認定保育園や認定こども園などで、利用時間制限はあるとしても保育利用ができるということで、求職活動をはじめ、保護者の個別の都合や家庭の事情に応じた活動が行える可能性が高まります。事業所においては、制度の対象施設となるに当たって職員の増員などが必要となり、それに対して利用者の数や時間が定まらないために通園支援費用がどの程度入ってくるのか試算しにくいなど、事実上極めて参入しにくい制度であり、恐らく本町でも来年度当初から実施できるのは公立の高田保育所だけではないかと思われませんが、たとえ町内に1カ所であれ、現在そのような制度がないことで困っている保護者、この制度があれば利用したい、利用せざるを得ないという

事情がある保護者にとっては、こども誰でも通園制度の実施が助けになるのは事実と考えます。逆に申し上げますと、保育利用が認定されて通常の保育利用ができていない人やその他この制度を必要としていない人にとっては、この制度が実施されようとされまいと無関係でありまして、制度の建て付けや実効性が不完全なものに思えても、救済される人がいる可能性のある支援制度であり、当然実施すべきと考えます。制度実施に当たり、運営に関する基準に定められているとおりに、子どもの健やかな育成と安全確保を最優先とした上で、1時間300円の利用料負担について、例えば低所得世帯には減免する、また事業者に国の補助単価に加えて、町独自で単価の上乗せを行うことで実施を検討しやすくするなど、町独自の支援の検討も今後求めた上で賛成いたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第1、議案第72号長与町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第73号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

13番、堤議員。

○13番（堤理志議員）

議案第73号につきましても、内容としてはこども誰でも通園制度を本町で実施するに当たっての条例でございます。この議案については反対をいたします。反対の理由につきましては先ほどの72号と同様な疑念が払拭できません。よって、この議案にも反対をいたします。

○議長（安藤克彦議員）

次に、賛成討論はありませんか。

5番、八木議員。

○5番（八木亮三議員）

私は、議案第73号につきまして賛成の立場から討論いたしますが、賛成理由につきましては先ほどの72号と同じものですので省略させていただきます。

○議長（安藤克彦議員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第2、議案第73号長与町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第74号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第3、議案第74号長与町立高田学園の設置に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第75号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第4、議案第75号長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第76号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第5、議案第76号長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第77号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第6、議案第77号長与町火入れに関する条例の一部を改正する条例を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第79号令和7年度長与町一般会計補正予算(第4号)、日程第8、議案第80号令和7年度長与町介護保険特別会計補正予算(第2号)の2件を一括議題とします。ただ今一括議題とした議案について、委員長の報告を求めます。

総務厚生常任委員長。

○11番(金子恵議員)

それでは議案第79号令和7年度長与町一般会計補正予算(第4号)の総務厚生常任委員会に付託をされました部分の報告をいたします。提案理由として、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ7,203万6,000円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ170億6,494万6,000円とするもの。企画財政部財政課では、ふるさと長与応援寄附金は、上半期の寄付実績を踏まえ今後の伸びを試算、4,500万円を増額し、年間見込み4億6,500万円とした。また財源調整のため、財政調整基金に1,499万3,000円を繰り戻した。政策企画課では国勢調査事務委託料の国からの追加交付予定分65万7,000円を計上。税務課では、町の基幹システムを標準化システムに移行するための契約準備を進めた際、想定外の仕様が判明し経費不足の見込みとなったため、債務負担行為補正、納付書処理業務委託の限度額を496万円を増額。総務部総務課では一般職の人員費、会計年度任用職員以外の職員の給与減額。契約管財課では役場庁舎の修繕多発により修繕料を70万円、公共用地雑草刈払い委託料を80万3,000円増額した。次に住民福祉部こども政策課では、委託料の変更の他、国の単位の基準の改正により病児・病後児保育の費用増額分を計上。また申請増加に伴い、軽度・中等度難聴児補聴器購入費事業補助金を増額計上。福祉課では、障害者医療費の利用増に伴い、国県負担金と町の扶助費を増額計上。次に健康保険部健康保険課では、後期高齢者健診の受診増により委託料を増額、聴覚サポート機器等の備品購入については寄附金を充当。介護保険課では、介護保険特別会計の事務費郵送料不足に対応するため、一般会計から42万5,000円を繰り出すもの。以上の説明がありました。主な質疑として、企画財政部政策企画課では、国勢調査統計指導員、調査員に対し報酬の支払いが遅れているのではないかに対し、説明会で12月中旬支払い予定と周知している。また、調査区の確

定後でなければ報酬額が確定できず前回は12月に支払っている。支給遅延ではなくスケジュールどおりであるとの答弁でした。次に健康保険部介護保険課では、質疑として、聴覚サポート機器購入の理由は何かに対し、高齢化による聴覚機能の低下、これはヒアリングフレイルと言うそうですが、これの対策として、集音器等を訪問時に使用しコミュニケーション改善を図るためであるとの答弁でした。次に、総務部、住民福祉部におきましては、特記すべき質疑はありませんでしたが、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に議案第80号令和7年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）について報告を申し上げます。提案理由として、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ42万5,000円を追加し、補正後の総額を35億5,008万円とするもの。一般会計からの繰入金で、新システム移行に伴う納付証明書等の郵送料増加分を補う。併せて、過年度の地域支援事業等に係る国県交付金、支払基金交付金の返還額が確定したことに伴い、その償還金を計上し、同額を予備費減額で調整するもの。以上の説明がありました。主な質疑として、過年度分の返還金は毎年この時期に精算して発生するものなのかに対し、返還金は実績に基づき県へ実績報告書を提出し、その確定後に処理するもの。そのため毎年この時期に精算し、返還処理を行っているとの答弁でした。以上、慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

まず、議案第79号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、議案第80号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続けて報告を求めます。

産業文教常任委員長。

○9番（中村美穂議員）

続いて報告いたします。議案第79号令和7年度長与町一般会計補正予算（第4号）の提案理由、主な内容は、建設産業部産業振興課では、ふるさと長与応援寄附金事業で令和7年度の寄付見込額を4億2,000万円から4億6,500万円へ4,500万円増額したことによる経費の増額補正。ながさき鳥獣被害防止総合対策事業費補助金では63万3,000円の増、イノシシの捕獲頭数の予測について、成獣を92頭増、幼獣を11頭減とするもの。水産多面的機能発揮対策負担金45万円は、大村湾を囲む9漁協で構成される活動組織である大村湾地域漁業環境保全会が国庫補助金を活用して毎年1回実施している海底耕うんおよびモニタリング事業の増額補正。昨年度ナマコが大変不漁であったことを受け、県から国に要望し、1回分の追加について予算措置があり、その市町負担分。事業費は、総事業費2,700万円、国費1,890万円、県費405万

円、関係9市町405万円で、長与町の負担額が45万円。土木管理課では、町道等維持補修工事費は、国の補正予算措置に伴い、長与中央線舗装修繕工事について前倒しで要望するもの。教育委員会教育総務課では、歳入の企業版ふるさと納税寄附金300万円は、中学校部活動の振興、特に吹奏楽部の活動の振興にと寄付者の意向があったため、町内3中学校の吹奏楽部の楽器購入に100万円ずつ充当。歳出では、令和8年4月開校予定の義務教育学校の設置に伴い、小学5、6年生に当たる児童が現在の高田中学校校舎へ移動することから、必要食器類、おかず用の食缶等の購入、普通教室の空調設置工事およびアクセスポイント設置工事、ならびに教職員の配置が変更されることによる職員用LAN配線工事、教職員用の机、椅子等の購入費を計上。長与第二中学校において、次年度の生徒数が増加することが予定されることによる生徒用机、椅子の購入費用を計上。学校教育課では、令和の生きる力育成プロジェクト委託金10万円は、教職員研修会における講師謝礼に充当。教育研修会は当初予算の20万円で実施を考えていたが、本委託金10万円を追加し合わせて30万円とすることで、2人の講師を招くことが可能となり、これからの教職員に求められる資質能力の育成向上に大きく資する研修会を実施できる。生涯学習課では、地域スポーツ活動推進事業への活用を目的とした寄附金は、地域スポーツ活動に伴う消耗品の購入に充当。以上の説明がありました。主な質疑といたしまして、建設産業部産業振興課では、ふるさと納税の総経費が50%以内にとというルールに対して、そのチェック体制はどのようにしているのかに対し、寄附額に対する返礼品と送料を合わせた額の割合を総経費が50%を超えないように調整を行っているという答弁でした。ワイヤーメッシュ柵の補助金が年度途中なくなっていると聞くが、被害の想定を鑑みて増やす考えはないのかに対し、被害防止の柵は370万円を予定していたが、9月末には上限に達し、その後数件相談はあるが、次年度の申し込みで話をしているという答弁でした。土木管理課では、長与中央線の補修工事は特定の範囲なのかに対し、元々は薬局から農協ガソリンスタンド先までの250メートルを予定していたが、7年度の国の内示が低かったため、三彩交差点まで100メートルを施工中、今回国の補正予算で三彩交差点から先150メートルを要望する、次年度への繰り越しになる予定。教育委員会教育総務課では、生徒数の増加で机、椅子を購入することだが、どれくらいかに対し、長与第二中が30人から40人弱ほど増える予定という答弁でした。学校教育課では、新たな義務教育学校の5、6年生は、共同調理場の給食を食べることになるのか。内容はに対し、共同調理場からの供給となり、献立は同じで、パンの大きさやおかずの量が違うという答弁でした。生涯学習課の地域スポーツ活動の消耗品は何を購入するのかに対し、ソフト・硬式両方のテニスボール、バドミントンの練習用、本番用の羽根を購入予定という答弁でした。以上のような質疑が行われ、全会一致で可決すべきものと決しました。以上報告を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

議案第79号について質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第79号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、議案第79号令和7年度長与町一般会計補正予算（第4号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第80号の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第8、議案第80号令和7年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配布のとおり議員を派遣したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、お手元に配布のとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第10、委員会の閉会中の継続調査申し出を議題とします。

総務厚生常任委員長、産業文教常任委員長、議会運営委員長、議会広報広聴常任委員長から、目下委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全て終了しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、今期定例会において議決された案件につきまして、字句、数字、その他軽微な整理を要するものがあつた場合、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よつて、これら整理を要するものにつきましては、議長に委任することを決定しました。

次に、閉会に当たり町長からの申し出がありますので、許可します。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは第4回長与町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。去る2日に開会をいたしました本定例会は、11日間の会期を経て本日最終日を迎えることになりました。各議案につきましては慎重なるご審議を賜り心よりお礼を申し上げたいと思つております。また、今回10名の議員各位より一般質問を頂戴いたしまして、町政の発展の観点から数々のご指摘、ご提言、ご助言を賜りました。頂いたご意見につきましては、真摯に受け止めまして、確実に取り組んでまいりたいとそうように考えております。今後とも住みたい、住み続けたい、住んでよかつたと実感いただけるような幸福度日本一の長与町の実現を目指し、100年安心のまちづくりにまい進をしてまいります。議員各位におかれましては、引き続きご支援、ご協力を賜りますよう心よりお願いを申し上げます。1年を振り返りますと、ご審議いただきました議案件数は実に80件に上ります。また延べ38名の議員各位からご質問を頂戴したわけでございます。答弁申し上げました事項につきましては、先ほど申し上げましたとおり誠心誠意その実現に向けて全力で取り組んでまいりますので、今後とも変わらぬご指導、ご厚情を賜りたいと思つております。さて、年の瀬を迎える今、長崎北陽台高校ラグビー部の花園出場が決まりました。男子弓道部の全国選抜大会出場といううれしい知らせが届きました。若い力の活動が本町の誇りでありまして、今後の活躍に期待をするところでございます。今年も残すところ僅かとなりましたけれども、議員各位におかれましては、どうかご健勝にてすばらしい新年を迎えくださいますようお祈り申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本年一年にわたるご高配に深く感謝を申し上げまして、誠にありがとうございました。

○議長（安藤克彦議員）

これにて会議を閉じます。

令和7年第4回長与町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

（閉会 10時19分）